

## 令和元年第4回大洗町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和元年12月10日（火曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小谷隆亮	副町長	斉藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	大須賀瑞樹	総務課長	清宮和之
税務課長	五上裕啓	住民課長	本城正幸
福祉課長	小林美弥	こども課長	小沼正人
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	磯崎宗久
都市建設課長	渡邊紀昭	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	米川英一
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防長	内藤彰博	会計管理者兼 会計課長	江橋浩司

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	石井健志
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。傍聴人の皆様へ申し上げます。朝早くからおいでくださいまして、誠にありがとうございます。皆様においでいただくことが、議員、執行部の励みとなります。今後とも宜しく願います。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるよう、願います。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては、禁止となっておりますので、ご協力のほど、宜しく願います。

また、議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しく願います。

---

開議 午前9時30分

#### ◎開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番 櫻井重明君、4番 伊藤 豊君を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） 本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付しました。

---

#### ◎一般質問

○議長（小沼正男君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要旨は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

---

◇ 坂 本 純 治 君

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 皆さん、おはようございます。令和元年12月の議会が始まりました。昨年の一般質問、櫻井議員が初めての登壇ということで皆さんがたくさん来ていただきましてご苦労様でございました。昨日でございました。失礼をいたしました。笑いを取りながら少しずつ始めていきたいと思えます。

今回の通告は大きく分けまして2点、通告をさせていただきました。1つは教育についてであります。もう1つは環境衛生組合の運営について、生活環境課長のほうが主な答弁になるとは思いますが、町長に今後の在り方もお尋ねをしながら、ごみ処理がどのように変わっていくかというところ、この辺りを質問させていただければというふうに思えます。

まず、教育についてでありますけれども、教育は私たちが、例えばですね教育長や学校の先生方に教育とはこういうものだろうということを言えるような立場の人間ではありませんが、議会として予算措置のためにどのように皆さんと話をしながら、どのような環境をつくれるかというところの視点で質問をさせていただければと思っております。

まず、通告は少しでありますけれども、細かくさせていただきましたけれども、大きく分けまして今回は公立学校教育のですね変化について、今、県が中高一貫ということを幾つかの学校で始めておりますし、なおかつ今後そういう形での学校制度の変化ということをやると、そういう方向についての総合的な考え方をお聞きするのが一つ、またはですね、当町におきまして小学校と中学校の小中連携がどのような推移をし、どのように変わってきているか、もう1つはですね、教育水準の現状と推移、今、大洗町は小学校2つ、中学校2つが、しっかりとした校舎をもとに確立されております。このなかでどのような推移をしてきているのか、もう1つは、水戸市が中核市になります。中核市になると、教育問題も含めてなんですが、実は学校教育のなかの学校の先生たちの研修並びに人事権等々が地域の関連する教育事務所管内のなかで地域の協力をもらいながら人事の異動というものにどのように変わってくるか、この点も大事なところであろうと、今後の大洗町に対してもどのような人事がされるかという、そういうのが一つあります。もう1つはですね、小学校入学時に少人数学級が今、進められておりますけれども、当町、どのような形でさらに推移ができるのか、こういった5つの大きな点を柱としてお尋ねをしたいなど、そのように思って文をつくっております。私は基本的に、あまり作文をつくる人間ではないんですが、と申しますのは、私が議員になりたての頃ですね、群馬県の太田市に勉強に行かせていただいて、また、太田市の市長というのは学校問題に非常に強い意識の高い方でありまして、そこも含めてですねいろいろ太田の清水市長にお尋ねをし、また、研修で東京のほうにもお呼びして、いろいろ教育問題や、またその議会の在り方、執行部との在り方をよく話をした時に、大体皆さん文をつくられるわけですね。作文をつくって、作文の答案が来て、質問がいくと。これやるんだったら何もマイクを使ってやる必要ないじゃないか、はい、質問、はい、答え、これでいいじゃないかなんていう冗談をいいながら、やはり答弁もそうですが、質問も生き物であります。少しずつ思った以上のことが答弁からまた変わってくると、そういうよ

うな視点があったんで、私はあまり作文をつくらないでいくようなやり方をとっておりましたが、今回は少し間違えると困りますので、ちょっと書かせていただきまして、先に通告も細かくさせていただきましたが、まずはその文のほうに入って質問をさせていただきたいと思います。

まず、学校教育の現状を総論的にお尋ねしますというところから始まってるんですけども、日本のこの学校というのは、寺子屋から1872年ですか、学制が執られて尋常小学校、尋常高等学校ができたんでしょう。今は6・3・3・4制に変わりました。

こういうなかで最近ですけども、中高一貫高校が、一貫教育ということで移行している学校があります。この問題は、地域によっては加速をする場所と、そうはできない学校がたくさんあると思うんですけども、大洗町は南中と南小学校が同一地域に、同一地区に、地区というか同一地内に学校を併設し、連携という形での中高ではなく小中の連携がされております。さらに、南中では教科教室型が中心になって、小学校がどのように変わってくるか、こういった地域性の問題から、大洗の学校教育と県が進めている中高一貫の教育と、こういう二元制になっているというちょっとちぐはぐに感じる場所があります。これは私の今日の質問の問題の主ではありませんけども、こういうなかにおいて、まず大洗町のですね今、小・中学校の連携教育の現状と課題ということをまずお尋ねをしたい。教育水準の現状と推移、ここも含めてですね、例えば生活指導やALTの問題もありますけども、教育立町といわれて久しく町長が教育には非常に予算を付けていただけるようになりました。竹内町政の時に、私がちょうど1期目ですけども、教育費が総合的に予算のなかで確か7%ぐらいしかなかった時代がありました。今は10%を超えて、さらに建築費が入る時はさらにもっと増えますけども、教育には非常に町長は力を入れていただくような予算編成になっています。

そういうなかにおきまして、どのように推移をしてきているか、その点をまず学校教育次長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の小中連携教育の現状と推移と、さらには教育水準の現状と推移ということでご答弁させていただきたいと思います。

1点目のですね小中連携の現状でございますけども、現在ですね大洗小学校と第一中学校、こちらにつきましては、併設型校舎といたしまして大洗小が開校しました平成24年度から本格的に小中連携教育のほうを進めているところでございます。

また、南小学校と南中学校、こちらにつきましては、ご案内のとおり併設型校舎といたしまして、平成28年度、南小学校の開校にあわせまして小中連携教育を展開しているところでございます。

このようにですね、町の教育施設に関しましては、小学校と中学校が連携、共同いたしまして、9年間の学びの連続性、こちらが確保できる環境が整っているところでございます。

なお、大洗小と一中に関しましては、陸橋を挟んでの立地条件を生かしました小中連携に取り組みまして、今年で4年目を迎えます実践発表のほうを迎えたところでございます。

さらに南中におきましては、今年でですね15回目の研究発表会を迎えているところでございます

けども、併設型校舎を利用しました南小学校との9年間を見通した小中連携教育の新しい学校経営のほうも同じようにですね4年目を迎えたところでございます。

これらですね研究発表会等にですね県内外のほうから約300名ほどの多くですねご参加の先生方からですね、講評であったりとかご意見をいただきながら、さらなる小中連携の充実、教育実践に結びつくような形で取り組んでいるところでございます。

その小中連携の主な取組内容といたしまして具体的に申し上げさせていただきたいと思えます。

小中合同ですね朝の挨拶運動であったりとか、引き渡し訓練、小中合同演奏会、教員相互の合同研修会であったり授業参観、さらには小学校の栄養教諭による中学校での食育の授業、教師の兼務発令、さらには部活動による連携、こちらですね様々なシーンで連携教育を発展させるとともに、教育効果も加味しながら展開しているというような状況でございます。

またですね、課題である学力向上に関しましては、個々の能力に応じた授業の工夫といたしまして、具体的にはこれまでの学び合いであったり振り返り、こちらを大切にした授業に加えましてICT機器を活用しました情報教育であったりとかですね、少人数学習、TT講師によるきめ細かな指導、習熟度別にあわせたりするなどですね小学校と中学校が同じ視点に立って個々の児童・生徒に対応した授業づくりを行っているという状況でございます。

またですね、小中連携の取り組みを充実したものにしていくため、現在、小中の教員合同によるチームといたしまして、小中連携の研究推進委員会のほうを設置いたしまして、各分野におかれまして研究を進めているところでございます。その研究のなかで課題として挙げられているものにつきましては、一つについては働き方に対応しました小中連携体制と各種取り組みの効率化の見直しであります。2つ目といたしまして、学校行事や児童会、生徒会活動を工夫し、両校の児童・生徒による交流活動の充実、3つ目といたしまして、合同研修会であったり相互授業参観、兼務発令教員による授業内容を工夫し、さらなる教員研修の充実を図ること、さらには児童・生徒減少に伴う教員の対応などが挙げられているところでございます。

これらを踏まえまして小中連携教育を充実し、その効果の把握、そして効果の改善、充実を図りながらPDCAサイクルとして繰り返し実施をしまして、小中連携教育の充実を図っているところでございます。小中連携に関する回答は以上です。

続きまして、2つ目のですね教育水準の現状と推移についてのご質問についてご回答をいたします。

町のですね教育水準のほうを図る一つの目安としまして、学力が挙げられるかと思えます。県のほうで実施しております学力診断のためのテスト、こちらの結果をもとにですねご回答をさせていただきたいと思えます。

県の学力診断のためのテストにつきましては、小学校では小学3年生から6年生を対象に国語、社会、算数、理科、こちらの4教科、さらに中学校におきましては1年生から3年生を対象にしまして国語、社会、数学、理科、英語、こちらの5教科の上で実施しているところでございます。

平成26年度から平成30年度の過去の5年間の結果の推移を見ますとですね、小・中学校ともに平

成28年度から各学年において徐々にではありますが学力が上がっている傾向が見られます。小学校におきましては、平成29年度から3年生から6年生全ての学年で学力を伸ばしております。学年によりましては、平均で約40点上げた学年もあります。

一方、中学校におきましては、平成28年度以降、全体的に学力は上がっておりますけれども、逆に下がっている学年も見受けられます。しかし、県平均を基準に考えますと、教科によっては高い低い、こちらありますけれども、小・中学校ともにですね全体的に学力が伸びている傾向を見ますと、平成28年度から小中連携教育が浸透し、かつ様々な取り組みの成果があらわれているものと捉えております。学力水準に関しては以上です。宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ご報告ありがとうございます。比較的学力がですね上がってきているというご報告をいただきました。昨日、委員会のほうでも大洗町の教育に関する事務管理及び執行状況の点検評価というのをいただきました。ここでやはり見させていただいて、当初私が思い描いていたことよりもですね、やはり学力が徐々にですが確実に上がってきているという実例を数値で確認をさせていただきました。

一つちょっと細かい質問になりますけれども、昨日いただいた資料のなかで全国学力学習状況調査のなかで、29年、30年、31年とマイナス7.3がプラス1.2になった小学校国語、中学校におきましてもプラスはなっていないとはいってもですね、例えば2.6であった28年度の中学校国語が0.8までになってきたと、平均より若干でありますけれども、ほぼそんなにおっきな差がなくなっているという現実の取り組みがですね、やはり功を奏してきているというのがこの数値を見て理解できます。

一つ私が今回質問をしようとした一つの背景には、今、まだまだ生活指導の問題、または先日も議会当日にお話ししたけれども、やはり外国人の皆さんたちの就学が、やはり語学力の問題もあってなかなか勉強についていけないという、こういった方も多分この数値に入ってしまうであろうと。それゆえやはり当町の子どもたちの本当の姿が、やはりまだ出てこない。しかし、全体を入れてもここまで変わってきたということは、やはり町長が推し進めていた教育立町ということが、少しずつではありますが確実にこの3、4年で上がってきているということが見えるんだらうと。これは現場の先生方の努力というのが一番であろうと思いますし、さらには教育委員会、または教育関係の皆さんたちのいろいろな指標づくり、または活動の賜物であらうというふうには思っております。

昨日確認をさせていただきまして、私が今回ですね学校教育について、こういった数値が出る、されど中高一貫から各地域において、私が知ってる範囲ではですね、日立一高ですか、つくばですとつくばの並木高校とか、牛久であったり、幾つかの中高一貫が始まっております。これは始まって大分経ちますが、昨年辺りからですね急激に中高一貫を推し進めるような政策が始まってきているというふうに聞いております。

ここで教育長にお尋ねをしたいんですが、中高一貫のメリット、さらにはその中高一貫に移行できない地域はたくさんあります。なにゆえ中高一貫が進められるのか、その辺りを公立高校として

この二元制の小中と中高、この辺りをですねどのように捉えて、どのような方向で考えられるのか、教育者の専門として、私たちはよく理解できないんですが、その辺りをお尋ねをしたいなというふうに思いますので、教育長のほうからご答弁をお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 教育長 飯島郁郎君。

○教育長（飯島郁郎君） 坂本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、中高一貫と、それから前段で小中一貫の話が出ました。大洗町は小中連携校ということで現在のところ取り組みを進めております。

ちょっと中高一貫と、それから小中連携の環境をちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、中学校、中高一貫校は、先ほど議員からもお話ありましたように、日立第一高等学校と並木中学校、そして古河義務教育学校と三つ前段としてスタートをしております。その前は小瀬高校も一応試みということで現在も続けております。この後、2020年（令和2年度）に5校の開設が予定されております。大田第一、鉾田第一、下館第一、鹿島高校、竜ヶ崎一高と、今、校名を挙げてご案内のとおり、今、5教育事務所管内で教育行政は進めておりますけれども、全県でそれぞれの地域のなかで開設を予定しております。

中学校、中高一貫校につきましては、中学校は中と高を合わせて6年間で一つの何々学園というような名前で銘打ってます。中高一貫校は、中学校と高校、3+3の6年間で、中学校は一応附属中学校という形になります。附属中に入った場合には、内申制といって中学校で入ったらそのまま高校まで行ける生徒と、それから一般にほかから高等学校に入ってくる生徒に分かれます。小中の場合には義務教育学校と小中一貫校と小中連携校とありますけれども、義務教育学校と小中一貫については、少し違いはありますけれども大まかに見ますと9年間を見通した教育課程を編成して学校教育目標も9年間通して行う。小中連携校は、小学校6年、中学校3年の枠組みは残したまま9年間を見通して運営をしているというところで、一つは学校教育目標の設定と教育課程編成が大きく変わること、小中一貫校の場合には校長先生は1人になりますけど、小中連携校の場合には校長先生はそれぞれの学校で1名ずつ配置される。あと、小中両方の免許状の所持が必要とか、細かいことを挙げるとたくさんございます。

大洗町で小中連携校という形でやっている大きな理由は、一つは人事面もございますけれども、6年制で育つリーダー性、これは日本の教育で高く評価をされてきたところがございます。そういう意味では、その点も見落とせないなということと、9年間という固定した枠組みの弊害とはいいいませんけども、やはり選択肢を広げるということで、小から中へ移る際の選択肢を保持したい。今度、中高一貫についても小中一貫についても、小から中、中から高への移行については、そういう選択肢の幅を残して構成をされております。大洗町は限りなく一貫校に近い連携校という形で現在進めております。例えば、今すぐでも移行するとすれば一貫校の趣旨にのって、すぐスライドできるような体制で現在進めております。その背景のなかで県の中高一貫校の開設は、中学校と高校の接続に視点を当てて、その先の進路を見据えて実施されるものというふうに理解しております。最終的に現段階では全県でも10校で実施をしていくという方針で、次年度5校が開設する予定です。



一つは、県内5地域を核として教育行政は進めてまいりましたが、この後、県内11のエリアで教育水準のレベルアップと、それから将来のリーダー的役割を果たす人材を育成すると、そういう視点で中高一貫校は開設をするという運びになりました。

ただ、現在の市町村立小・中学校の枠組みを崩すものではない、これは大前提でそういうことで打ち出しております。

また、県全体の方向としては、県立高校は100校満たない数ですので、小中の一貫制度とか市町村内にある県立高校と地元の小・中学校の連携教育に力を入れていくという大きな方針は変わっておりません。

大きな枠組みでいくと、そういうところですけども、利点といいますと、なかなかこれから実施するところですけども、現状をちょっと報告させていただきますと、今回、五つの高等学校が開設されますが、これまでに大洗町からその五つの高校の進学者を見ますと、鉾田第一高等学校と鹿島高等学校に進んだ子どもたちがおります。数的には毎年1名から3名程度の数で、今回、鉾田第一高等学校の中高に進学を希望しているお子さんは大洗町からは1名でございます。日立第一高等学校中等部に希望しているお子さんが1名、あと、私立ですけど、現時点で茨城中学校に1名という、そういう進学エリアから見ても町内の中学生の進路としては、水戸を中心に80%ぐらいがその方向に向かってますので、今回の開設に大きな影響が出るかという、現時点ではそうはいえないのかなと。

ご質問の利点でございますけども、中高一貫校の開設で、一つは進路選択の幅が広がることによって中学生の進路についての関心が高まることと、一つは継続的に内申制として中学校に入ったら高校にそのまま進学できるメリットといいますかね、その辺のところを子どもたちがどう受け止めるかということと、町にとっては町立小・中学校に在籍した生徒の進路指導で、これからの中学校とか高等学校を選択する段階での進路指導にそういう視点を持って対応していくことができますので、きめ細かい指導がこの後できるのかなと思います。現時点ではそういうところがメリットかなというふうに考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。県の施策、中高一貫高校、学校という形、これがですね今回の私の質問の主ではなく、それが云々ではないんで、ただ、大事な今後のですね学校教育、いわゆる高校教育の公教育のですね在り方というものが少しずつ変わりつつある。私は私立中学からいきましたから、6年間の学校へ行きましたけど、私はここでやっぱり一番大事なのは、中高ではなく小中連携が一番多分地域に密着して、地域を愛する心ができるというのは、多分中学校時代なんだろうというふうに私感じているんですね。私が小学校から水戸に行った時に、ものすごく感じたのは、水戸地区の常識の違いでした。これは私が常識がなかったということなんですが、そういうところでやはり社会性が違うところに行って、そしてカルチャーショックを受け、そのなかで町の友人たちとの付き合いのほうに逆に深くなったっていうことが、私の場合はですよありましたので、そういうのも含めていきますと、やはりこれからですね大洗高校がどのように変わってっていくかわかりませんが、そういった流れのなかで全てを中高一貫にするということ

はないとは思いますが、さらにその地域が地域の教育をきちっとするというところに視点を当てていただきたいというふうに思います。

先ほどのことにちょっと触れますけども、先ほど私が全国の学力の調査、数字だけが問題じゃありません。そこにあるのはですね、実は非常勤講師の配置事業のことなんですね。そこから全部の事業費の推移とか全部こう、1人当たりの載ってますけども、こういったものを見させていただくと、大洗町、これからさらにですね優秀、なおかつボトムアップをするためには、やはり少人数学級がどのように移行するか、県のほうも大分少人数学級、小学校からですね、1年生、2年生には加配もいただいて、ダブルティーチャー、いわゆるチームティーチングの形をとっておりますけども、そういうなかにおいて、やはり非常勤講師の問題もやはり出てくるのかなと。さらに私は、中学校になった時に、その子どもたちが小学校から若干ですが少しずつ遅れながら授業に習熟度が低く、なかなかついていけないゆっくりの子どもたちもおります。こういう子どもたちを中学校に行ってからさらに実はスピードがついていけないという現実があると思います。ここは、どこがスタートなのかと思うんですね。学校教育のスタートは、やはり小学校なんだろうと思うんです。小学校の1年生、2年生に対する加配というものが少ない場合、例えば大洗町の場合は非常にほかの町村とは大分違うところはですね、予算額はもう3,500ぐらい予算を付けていただいて、加配やいろいろなその地域の方々、いろいろな形で町単独事業という形で、単独といいませんが、共同事業という形で学校に協力をさせていただいていると思います。ここをさらに強化できるかどうかというのが今後の課題なのかなというふうに思っていて、さらに教育長にお尋ねしたいんですが、今の1年生、2年生の少人数の在り方、学級、何名ぐらいで加配があり、そして将来的に県のほうはどのように考えて、さらにもっと少ないほうがいい、または15人ぐらいがどうなのかって、ふとこう私自身はですね個人的には思うんでありますけども、何の根拠もありませんが、こういったことも含めて、どのようにその小学校に入った時の子どもたちの意識というものが変わっていくか、多人数がいいのか、少人数がいいのか、いろいろその教科によって組み分けはあると思います。そういったその組み分けも含めて教育の仕方、その辺りお尋ねをしたいと思うんですが、お答えいただければと思います。

○議長（小沼正男君） 教育長 飯島郁郎君。

○教育長（飯島郁郎君） 坂本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

小学校入学時の少人数学級の在り方といいますか、どのぐらいの規模の人数が適切かということ、議員からもご指摘ございましたように、大洗町ではこれまでいろいろ町民、議会の皆様のご理解も得てチームティーチングとか特別支援員とか加配措置で町独自の対応もしてきたところでございます。現在、1年生は法整備で35人学級、2年生は加配措置で35人学級、3年生から6年生は40人学級。一部欧米先進国では1学級が15人から25人学級で編成されているのも事実でございます。

考え方としては、小学校入学時の1年生の指導においては、全国的にも小1プログラムとか、学校集団不適應等によって学級経営とか学習指導で課題が出てきていることも事実でございます。

また、少人数学級の指導で担任の目が行き届くことや、一人一人の子どもの特性に応じてきめ細

かな指導ができる、そういう利点も考えられますので、入学時の特に小学校1年生の少人数学級は有効な施策かなというふうに私も思っております。

例として平成30年度、大洗小学校の1年生は57名で入学をしております。県の基準でいくと57名ですので2クラスということになります。制度のなかで県の申請を行いまして、町弾力化という方法で2クラスを3学級編成にさせていただいて、1学級で18から20名で1年間過ごした昨年度の例でございます。これは非常に35、6人で対応するよりは効果があったと校長からも報告を受けております。そういう意味で少人数が適しているかといわれれば、まさにそのとおりかなというふうに思っております。

財源的な問題もというご質問もございましたけど、町独自でいろいろな加配措置をしておりますけども、実施するとすれば、可能かといわれれば可能というお答えになるかと思っておりますけど、その場合、1人当たりの財源はそれぞれ町負担になるという、仮に15人学級を設定した場合には、現在の入学時の推移でいきますと、これから大体100人から80人の新生が予定されます。それを35人学級で実施した場合は、全て県費負担教職員で賄えますけども、それを15人学級で編成した場合には、町として3名から4名の町採用の教員が必要になるというところでございます。そういう状況ですので、全然不可能な数字ではないかなとは思いますが、ただ、現在は先ほど申しましたように、県のあらゆる施策のなかから大洗町で該当するものをいろいろピックアップしまして、申請でいろいろな加配をいただいているところでございます。

また、一部に例えば15人が適切なのか、20人が適切なのか、25人が適切なのかという議論もあることは事実ですけども、あと4年後には大洗町は、ほとんどのクラスが25人編成が可能な時代がきます。ここ3、4年の推移のなかで、今、県で対応している県費の加配をいろいろな方法を用いていただいてそういう対応が可能な学年については、対応しているところでございます。仮に町採用の教員で対応していく制度を取り入れますと、今、20人から26人以下の学級に少人数加配ということで、何学級あると少人数加配が付けられますよってという制度があります。大洗町は今それもいろいろ駆使していただいて対応しているところなんですけど、町採用で仮に15人学級を実現したとすると、そういう加配がほとんど付かなくなってしまいます。そうすると、人数の数的には、今対応している数と15人学級で担任1人で対応していくような学級が増えた時には、ほぼ教員の数としては県の加配がいただけなくなるので、人数的にはほぼ同じ状況になるのかなというふうに思っております。ただ、小1でそういう対応ができるというのは、非常に効果があることは存じておりますけども、現在いろいろな制度を調べながら、できるだけたくさん県費の職員がいただけるということで努力をしているところでございます。令和4年度から5年度になりますと、先ほど申しましたように20人から25人学級がほぼ実現する段階になるので、ここ3、4年の推移を見ながら、いろいろな制度を活用して現時点ではできるだけ県費でいただける数を増やしながらかつて対応していければなど。ただ、先ほど申しましたように新生の、また、出生数が80人を割る時代がもうきておりますので、将来的にはご提案のようなことも取り組まなければならない時代がくるのかなというふうにも感じております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。大体その県の今の流れ、そして当町の流れが認識できたところだと思います。非常にこの3年、4年ですね数値を見てても、結果としていい数値が上がってきている。

ただ、一つですね学校の先生方が、これ又聞きなんで本当かどうかわかりませんが、自分たちが大洗町の教育に対して自信を持ってない先生がいらっしやったということちょっと聞きまして、こういったその本来の現状を、もう少し町民、または町外にもですね、もっといいアピールができるような、そういうのも必要なんじゃないかなと。南中の学校開放、開放といいませんね、学校何でしたっけ、公開のほうをですねやっただとしてもですね、町全体の教育水準の動きがやはり見て取れるような、そういうような、ネット配信もよろしいでしょうけども、何らかの形でやはり大洗町、大分良くなったよというイメージをですね是非発信をしていただきたい。ちょっと時間がないので、そろそろ次のほうにいきたいと思います。

一つちょっとお尋ねできなかったのは、水戸を中心としたね、その事務所がどうなるかって、答弁ちょっと、手短にちょっと、すいませんが、この後長くなりそうなので、時間もありませんけども、中核市になった時の在り方っていうのはいろいろあると思うんですが、地域の小さな市町村が学校、その地域のなかの事務所管内、どのように変わるか、簡単で結構ですからお尋ねを最後にします。

○議長（小沼正男君） 教育長 飯島郁郎君。

○教育長（飯島郁郎君） 再度のご質問にお答えいたします。手短にお答えいたします。

水戸市が中核都市になりました。単独の人事権行使は行わないということで教育長会議で確認をしております。これまでも水戸教育事務所管内12市町村連携のなかで人事行政は進めていく。教員の異動は、今までと変わらない。研修については、中核都市になりますと300幾つですかね、教育に関しても10幾つか独自でできるというものがあまして、研修などは独自でやらなければいけないという設定も入ってきます。その研修も独自でやるものと、これまで県、それから協議会で実施している研修は同様に仲間に入れさせていただいて行うということで確認をしております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。次の質問に移りたいと思います。時間がちょっと押してしまいました。

そうですね、幾つかに分けて起承転結やろうと思いましたが、一発で質問のほうをさせていただければというふうに思いますので、そのなかで調整をした答弁のとおりいただければなというふうに思います。

まず、現在の生活環境課において、大洗、鉾田、水戸環境組合の運営担当課としてですね、現状の運営と今後の運営の変化についてお尋ねをしますということになっていますね。

まず、1町2市の運営の現状を説明をお願いをしたいと思います。ここは簡単で結構です。

さらにですね、水戸市が今回、一部ごみ焼却のほうを抜けるという話が進んでおりました。この経緯も含めて全体像、例えば脱退するに当たり、脱退後はどういう考え方があるのか、その協議会でどのような協議がされているのか、そして組合議会の在り方も含めてですね、1町2市で今進めております環境衛生組合、こちらのほうの運営の全体像をまずお尋ねをしたいと思います。宜しくお願いします。残り15分になってしまいました。申し訳ありません。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 坂本議員のご質問中お答えさせていただきます。

今現在、大洗、鉾田、水戸環境組合におきまして、し尿とごみを共同処理をしております。大洗町のほかに鉾田市、水戸市と共同処理をしているというところがございます、今般ですね水戸市のほうのごみの共同処理を終了するということが、新しい施設ができるということでお話がありまして、その水戸市が抜けた後のですねごみ処理について協議をしてきたというところがございます。

問題としては、水戸市がごみ処理、共同処理から抜けるということになりますと、組合への負担金が水戸市がこれを負担をしなくなってしまうのかというところなんです。それに伴って鉾田市と大洗町のごみ処理に関する負担金が、これが大幅に増えてしまうんじゃないかというところがあったもんですから、大洗町、鉾田市といたしましてはですね、ごみの処理に関して組合運営に支障を来さないようにしてもらいたいと、つまりは大洗町と鉾田市が財政負担が大幅な増にならないようにしてもらえないかというところを働きかけをしてきたというところがございます。

結論からいいますと水戸市のほうで、これまでのですね共同で進めてきた責任があるというところで、ごみ処理施設の運営に関して応分の負担をしていただけるということ、あるいは、最終処分場の運営に関しても、これまでどおり負担をしていただけるというようなことで合意に至っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。ちょっと時間の関係もありますので手短かに質問のほうを進めますけども、いろいろな協議のなかで問題が出たんだろうというふうに思います。例えば建物というか焼却施設そのものもですね、水戸市が応分の施設に対する資産として持っているというのも含めて、今後の在り方というものがあると思うんですけども、時間の関係もありますので、町長のほうに環境衛生組合の組合長として、さらにはですね当町の町長として、今後のごみ処理についてのお尋ねをしたいと思うんですけども、水戸市とのその協議の在り方、いろいろその協議のなかで水戸市さんは当初は大分、水戸市さん中心に物事を考えられて、水戸市が進めていたといっても、今まで水戸市というのはいわゆる自分たちが旧常澄時代に約束をした最終処分場の今使っている旧旭村、さらにその次には水戸という約束があったわけです。その約束を反故にするということではありませんけども、それを推し進めているなかで、やはり水戸のほうは小吹町の焼却場が大分劣化したということで、どうせならという形で多分常澄のほうに水戸全域のものをもってくるんだろうと、大きいものにしたんだろうというふうに思っているんですね。それはきっかけは何かというと、この1町2市でやってた環境組合から始まったところから場所を考えながらやって

いって、そこが水戸市が全部にするという、身勝手ではありませんが水戸の論理で進んだわけです。しかし、この地域は鉾田と水戸、この地域がですねやはりごみ処理として、さらにはし尿処理の問題としては、ずっとこれから責任を持たなければいけないという、そういうのも含めてですね町長にお尋ねしたいのは、現況の話は今、先ほど課長のほうからいただきましたけども、これから環境衛生組合そのものの在り方と、それと将来像、10年ぐらいしかっていう話がありましたけども、そろそろそういったことからすれば、建築に向けて、改築に向けていくのであれば、早めにきちっとした組合の運営にしていかなければいけない。そのあたりをですね簡潔で結構ですから、もう10分しかありませんが、町長のほうからご答弁をいただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） それでは、手短にお答えをいたします。

最初にですね、これまでの環境組合の在り方、議員のお説のとおりでありまして、3市町村で賄ってきたというようなことであります。

はじめのスタートは大洗、旭、そして常澄というようなことでスタートしたところでありまして、その際の約束事があるということが前提になっております。そこで今回、清掃センターを建設した水戸市が、ごみのほうから抜けるというようなことになりましたけども、やはりそれは責任、義務負担といえますか、そういうものはしっかり果たしてもらおうというようなことで話が今ついているところであります。

その当初、約束事でありまして最終処分場の建設問題、旭の責任の後は常澄のほうで責任を持つてということになっておりますが、この件につきましては経済効果などを十分考慮しながらですね、水戸の責任において受け入れ態勢をしっかりと担保するというようなことを確認しているところでありますので、そういうところを今後詳細に詰めて、支障のないように展開をしていきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、今後の在り方の問題であります。水戸がごみのほうからぬけていくわけですが、しかし、抜けていくについてもイニシャルコストにちなんだ運営費というもの、ちゃんと負担していただくというようなことで確認をしております。この7年間、水戸も必要経費はちゃんと負担するというようなことで話をいただいて、そういう協定を結ぶことにしております。

もう一つは、やはり、この炉が最終的に廃炉にする際にですね取り壊しをするというようなことにはなりますが、取り壊しについても水戸が負担をして建設をした資産の一部になりますから、そこはやはり水戸も加わった時点で、この廃炉にする取り組みをしようという、そういう協定を結ぶことにしております。

それと、水戸が抜けていった暁の対応であります。し尿のほうはまだしばらくの間、水戸のほうも同じようにし尿の利用を展開していきたいというようなことでありまして、この件については今までと変わりなく展開していくというようなこととなります。

そして、水戸が抜けて7年なり10年間のうちに新たな展開をしていかなきゃならない時期を迎えるというようなことでして、ご案内のとおり、この新しい焼却炉をつくるにつきましては、人口が5

万人以上が一つの補助の対象になるというようなことでありまして、町単独で建設するというのは極めて難しいというようなこともありまして、いち早くですね鉾田は行方と一緒にやりたいというようなことで考えておられましたけれども、行方のほうが何かやはり思うように展開できないでしまったというようなこともありまして、いち早く鉾田のほうに申し入れをしてですね、そういう時期には鉾田、大洗の取り組みのなかで新しい焼却炉をつくるような展開をしていければという申し込みをして、ほぼ鉾田のほうもそういう姿勢に立って今いただいております。できるだけ早く明確にして新たな施設づくりの協議会でも立ち上げていかなきゃならないかなというようなことが今現時点の取り組みであります。以上であります。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 足早で本当に申し訳ありませんが、的を射て答弁をいただいたなというふうに思います。

環境衛生組合、私も組合議員として、の一員として先日も一般質問をさせていただきました。それは町の議員というよりは、環境衛生組合の議員として環境衛生組合をどのように運営していく、そして将来的なものをどのようにする、水戸さんが一部から離脱するというのであれば、その離脱後がどういう形になるか、いずれにせよ水戸市さんのやはり約束事というのが一番大切なところであって、そこをやはり協議のなかで出てきた話、一部だけお話しすると、最終処分場の民間を紹介するというような話で、水戸市さんのほうから出て、それで約束事にかえさせていただくというような協議の内容をお聞きしましたけども、こういう話はなかなか聞けないなと、大洗町としては聞けないなという感じを感覚としては持ちます。こういった当たり前の約束事、ここも含めて、これからですね協議はまだまだ続くでしょうが、来年の3月末に完全に離脱をすると。水戸市さんは新たなところから始まるということになってきますから、我々はこの大洗町と旧旭の地域のごみはしっかりと担保しなければならぬ、生活を守らなければいけないというのが町長の責務だろうというふうに思っておりますし、それを実行しているんだろうと思います。そういう流れのなかで、是非3自治体が納得のいく、最終的に本当に納得のいくような落としどころというのものもあるんでしょうが、それを私たちは、町としては、町の議員としては、それはもっとというところもあるかもしれませんが、強く要望をしていただきたいなというところがあります。やはりこういったことをですね、私たちも議会のなかでしっかりと町長に伝えなければいけない。さらに生活環境の課長さんにも十二分にわかっていただいて、議会の意思というのものもあるということも含めてですね、協議の際には臨んでいただきたいなというふうに思いまして、若干時間は残りましたが、最終的に何かありましたら、先ほどのですね教育問題も含めて、あと4分ありますので、宜しくお願いします。

議長、手挙げていますので、宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） それでは、ちょっと補足してまたお話をさせていただきますが、最終処分場の問題につきましてはですね、経済効果等を勘案してというようなことで、水戸市の責任で土地を求め、処分場をつくっていく対応がいいか、それとも民間に委託して済ませることがいいかという

ようなことで、水戸の考え方は民間に委託をしてという考え方が非常に強いというようなことであります。

私どもは、やはり経済効果の問題として、建設する際にですね多額のまた投資をしなきゃならんというようなことになれば、それを単年度、単年度において負担をしていく、家庭と民間にお願いをしていく過程で、どちらがメリットがあるかというようなことをやはり勘案して対応していかなきゃならんというふうに思ってます。

ただ、水戸が民間を紹介するというだけで終わったしまったんでは、これはいろいろ問題でありますので、やはりこれから7年、10年間、やっぱり今の焼却炉がですね運転をしている以上、これはやはり水戸の責任もそのところにあるわけでありますので、要はその焼却灰が安定してですよ民間の所に、受け入れができるというものをしっかり確認をし合う。それは、やはり水戸の責任においてそういう措置を講じていただくということを覚書のなかでしっかり交わしたいなというふうに考えておりますので、その点をつけ加えさせていただきます。

それから、教育の問題も教育長からも言われたとおりでありまして、やっぱり教育立町を目指してですね、今後ともまた議員の皆さん方のお力添えのもとで、我が町やっぱり教育でやっぱり地方創生もですねしっかり実を上げていきたい、そういうふうに考えております。

これからいろいろやはり教育制度は大きく初等、中等教育も変わっていくというような環境にありますし、そういう環境を踏まえてですね、適時適切な対応をしていくことが望まれるんだろうと思ってます。AIの問題とかIoTとかICTとかいろいろそういう取り組みを強めていく教育が国の方針としても打ち出されてきていて、遠隔地教育というようなことについてもですね、これから考えられていくと、推進されるというようなことでありまして、そういうものにもしっかり乗れるような環境をやっぱりつくっていかなきゃならんというふうに思ってます。

それともう一つ、やっぱりそういう時代でどういう人材をつくっていくかというようなことを含めて、百花繚乱といいますかな、それぞれお子さん方が持っている個性をしっかり伸ばしていけるような対応をしていくことが大事だというふうに思っております、私どもの町はサイエンスカレッジの取り組みだとかいろいろなとこをやってですね、幅広い人間形成をつくり上げていこうという取り決めもさせていただいているところであります。要はやはり、学校で教わる勉強とプラスやっぱり生きた学問、こういうその社会人が中心になって生きた学問をお子さん方に教え込める連携教育といいますか、そういうこともこの百花繚乱の歩みのなかで大変大事なところにもなってくるんじゃないかと。これからのやっぱり時代、日本の国、だんだんやっぱり人材が人口の減によって少なくなってくる、そういう人材育成をしっかり図っていかなきゃならんという立場になった教育をですね推進するということが大事だろうというふうに思ってます。より大洗が教育で誇れる町として歩んでいけるように力を注いでまいりたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。終わります。



○議長（小沼正男君） ご苦勞様でした。

ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前10時45分を予定しております。

お茶の用意がしてありますので、ご自由にお召し上がりください。

（午前10時32分）

---

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

---

◇ 菊 地 昇 悦 君

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 日本共産党の菊地です。10月の町議選が終えて初めての議会になりました。選挙中からですね、町民からは様々な町への要望などを出されておりましたので、そのなかから今回は二つのテーマで質問をいたします。

さて、今、スペインではですね、COP25が開催されまして、地球温暖化にどう国際的、世界的に取り組んでいくかということが話し合われているところであります。地球温暖化に対して強い警鐘を鳴らしています。そして、今や異常気象といわれていましたが、異常気象ということさえ感じないほどに、毎年のように日本においても大きな災害が発生し続けているというような状況にあります。

それは大洗町も例外ではなくて、今年の19号の大規模な災害によって浸水被害が発生いたしました。全国の被害状況と比べれば、人的な被災とか、あるいは家屋の喪失といったものはありませんでしたが、今後のこのような異常気象のなかでの自然災害が更に続く可能性もある。そういうことから町民の暮らしをどう守っていくのか、今回の台風19号からの教訓を導き出して、課題をどう取り組んでいくのか、まともに検討していただければなというふうに思っています。

まず伺うのは、台風19号に備えた避難の呼びかけが行われました。町内には各地に集会所があります。そういうなかで、あえて町中心部の1カ所に避難所とした、これはどのような考え方からだったのか。また、避難者数と、その地域別に避難された方々の人数がわかれば説明をしてください。また、今回の避難に関して、町民から意見など、あるいは要望などありましたらご紹介ください。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

今回、台風19号によりまして前々日あたりからですね非常に大きな台風だということでテレビ等でも報道がされまして、10月12日ですね、朝から我々役場庁舎のほうには詰めておったんですけども、その前の台風の時などもですね自主避難所を設けようということで対応を考えておまして、その当日もですね朝からもう自主避難所を開設しようということで、朝のうちからですね防災行政

無線を通じて中央公民館のほうを自主避難所として開設しますというような放送を流しておりました。

中央公民館のほうを自主避難所とすることに関してはですね、台風が夜間まで続くと、雨風強い状態が続くということがありまして、避難されてきた方に関しては一夜を明かしていただくようになるだろうということで、和室でお休みいただくことが必要かなということを考えて、比較的大きな和室がある中央公民館を自主避難所というふうに考えたところでございます。

その後ですね、午後10時過ぎに洪水・暴風警報が発令されまして、災害対策本部のほうではですね、警戒レベル3ということで避難準備・高齢者等避難開始ということで発令をいたしまして、やはり防災行政無線を使って広報したところでございます。

また、携帯電話、あるいはスマートフォンにもですね、エリアメールで大洗町が警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始を発表したということも発信をしたところでございます。

避難された人数でございますけれども、自主避難の段階からの避難者も含めますとですね、延べでいいますと64人が中央公民館のほうに避難をされました。

地区別で見ますとですね、磯浜町の方が25名、大貫町の方が22名、五反田の方が5名と、そのほかの地域も含めて若干少数ではありますが、広い範囲で町内全域から避難をされているということでもございました。

それと、避難に関して町民からの意見ということでございますけれども、中央公民館1カ所ということでですね、自家用車がなくて避難したくても行けないというような意見が町のほうにも寄せられたところでございます。このことに関してはですね、災害対策本部のなかでもですね、1カ所ということで、なかなかこれない方もいるのかなというようなことも意見として出てましたので、この際、自分でなかなかこれない方に関しては、職員が対応できるようであればですね迎えにいて避難所のほうに来ていただくということで対応するということでは相談をしておりましたので、実際にもですね民生委員の方が送ってきていただく場合もあったんですけども、役場の職員が迎えにいて帰りを送り届けたという方、3人ほどいらっしゃいました。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 私はですね、今回1カ所にその自主避難所を設けたということですが、これからはね、そうではなくって、やはり地区に、身近な所に集会所がありますので、その活用を考えていくべきではないかなというふうに思うんです。それは、昨日も一般質問で地域コミュニティの在り方、このことで質問がありました。困っている時にお互いに助け合うということが何よりも大事なことであります。こういう防災、あるいは災害が発生する、そういうふうに大きな不安を抱えている人たちにこそ、救いの手っていいですかね、そういう手だてを講じるということは、極めて大事なことだと思います。

地域に集会所を開くということは、地域の町内会の役割ということも、そこで発揮されるわけですね。町内会に入っていないからあんたは関係ないとか、やめたから声を掛けられないとか、そんな環境をつくっていたんでは、協働のまちづくりには全くつながっていかないわけですね。こういう時

こそ、どうやって町内会の役割、あるいは互いに協働でお互いに支え合う、そういう町を目指していくのかということを考える非常にいいきっかけにもなったはずであります。そういうことで、消防団員、分団とかね民生委員さんとか、町内会長さん、こういう方々と今後のこの自主避難の在り方については、自主避難も含めてですね、こういう地域の集会所をどうやって活用していくのかということ、その在り方を考えていってもいいんじゃないか、考えていくべきではないか、このように私は思っておりますが、その点についてはどのように考えますか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 避難所として集会所を活用すべきというようなご意見でございますけども、今現在、町のほうで災害時の避難所の開設マニュアルにつきましては、緊急時、例えば震度5弱以上とかですね大規模な災害発生時には、町内の指定避難所であります学校体育館ですかね、こちらのほうを職員が鍵を開けて避難所運営担当スタッフ職員が駆け付けるというような体制をとっております。

集会所の避難所の開設ということでございますけども、避難所として開設した場合に、職員がそこにすぐに行けるかということに関しては、まだそういう体制が構築できていないと、菊地議員おっしゃるようになりますね、町内会、あるいは自主防災組織というものが確立されてて、避難所の管理者の方、あるいはその地域の方々がですね、そういう体制がとれる状況であれば、集会所のほうを避難所として活用するというは有効な方法だなと思っておりますが、なかなかまだ町のほうでもですね、その自主避難所というか自主防災組織のほうの役割というか体制組織の整備がなかなか進められないでいない状況でありますので、地域の方でですね例えば避難所を運営していただくということに関しては、これからの課題かなというふうには考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） その地域の防災力を高める、あるいは地域のコミュニティ力を高めるという観点から見てもですね、今回のことを教訓にしながら、どうなんだろうということで町だけで、行政だけで考えるのではなくてね、ぜひそういう呼び掛けをしたほうがいいんじゃないかと思うんですよね。こういうきっかけにさせていただけたらと思います。

避難された方でも磯浜がやっぱり一番多いんですね。説明だと、あと近くの大貫町、五反田から5名と。祝町地域からほとんど、数字的にはあったかもしれませんが、遠くの方はなかなかやっぱり参加、自主避難に来ることができなかったというような状況を踏まえてね、あらためて相談するというようなこともあってもいいんじゃないかということで、是非そういう方向で取り組んでいただけたらというふうに思います。

次にですね、今回の災害では涸沼川沿い、特に五反田地区が浸水被害を受けたわけですが、それらを含めて町内の被害状況を説明をお願いいたします。

また、ハザードマップに照らして一体どうだったのかということも含めて説明をお願いします。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 今回、台風19号の浸水による被害状況ということでございますけど

も、議員ご指摘のとおりですね五反田地区、桜道地区、瀬沼川沿岸の所ですね、こちらのほうの浸水被害がございまして、また、松川地区に関しても瀬沼からの浸水によりまして被害がございました。

また、大貫地区におきましても水田のほうにも浸水をしたというような被害状況でございます。

浸水による被害状況を具体的な数字で申しますと、住宅等への床上浸水が14世帯、床下浸水が23世帯ございました。

それと、ハザードマップに照らした被害状況ということでございますけども、今年の春にハザードマップ、洪水ハザードマップとして改訂をして配布をしたところでございまして、こちらでもですね今回浸水被害があったエリアよりも広い範囲で浸水が予想されるというようなことになっておりましたので、今回、台風19号による浸水の範囲といたしましては、この洪水ハザードマップの浸水想定区域内で起こったと、被害が生しているという結果なっております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それぞれ浸水被害を受けているわけではありますが、それら地域は別々ですので、今後の対策というものはそれぞれ検討されていると思いますが、その検討の内容について今時点で決まっていたら説明をお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） それでは、菊地議員の質問に対してご回答いたします。

今回、都市建設課からはですねハード面について、堤防整備についてお答えしたいと思います。

瀬沼川はですね、この1級河川、那珂川水系に属しておりまして、今、国土交通省の常陸河川国道事務所のほうで那珂川の合流部から神山町地先の瀬沼と呼ばれる水域まで整備と管理を行っているところでございます。

五反田地区につきましては、堤防が整備されておらず、護岸のみの区間となっていることから、これまでも対岸側の水戸市などとともに堤防の早期整備に向けて国に対して要望を続けてきたところでございます。

平成28年に国は那珂川水系のこの河川整備計画というものを策定し、今後、おおむね30年間の整備計画を発表しておりますが、五反田地区の堤防につきましては、この期間内で整備するというところでされておりますが、今回ですね災害を受けて、国でこの那珂川水系の整備計画を見直すということを報道で発表しているところでございます。今後見直されるこの整備計画において、瀬沼川の堤防整備をですね早期に前倒して整備していただけるように国に対して強く要望していきたいというふうに考えております。

また、水戸市などほかの流域自治体と連携して、この那珂川の改修を、これまで以上に進めるためにですね、12月16日に緊急要望を行う予定でおります。大洗町といたしましても、町長、そして議長が出席し、この瀬沼川堤防整備について国に強く要望してまいりたいと思っております。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 那珂川沿岸については、国交省にこういう計画に基づいて要望していくと

いうことではありますが、さてそれでは、五反田地区について、町はですね今回の浸水は越水によるものだというふうに説明をされている。この認識は変わらないのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） これまでですね議会等におきましても越水という言葉で表現させていただいております。これは、涸沼川の推移が上昇してですね、護岸を越えて住宅地や道路、水田が冠水したというために、一般的にわかりやすく越水という言葉を使っております、しているところでございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 住民にわかりやすく越水というふうに説明するためにその言葉を使ったということではありますが、浸水する大きな原因としてはですね、皆さん御存じのとおり堤防が決壊するということと、堤防は決壊しないけれども堤防を水が乗り越える、越える水ということで越水、そして堤防が無い所では水が溢れて浸水するという溢水という、そういうことが区分されている。こういうことを考えた時に、五反田地区は、これは間違いなく越水ではなくて溢水によって浸水被害が発生したというふうにいえると思うんですよね。そうでなければならぬと思うんですよ。これから国交省に強く働きかけていくということになった時に、越水ということで通せばですよ、既に堤防があるんだから、それは緊急性を要しないっていえば要しないというふうにいわれかねない。全く堤防がなくて、そこから水が溢れているから緊急性があるんだということで、その溢水対策としても早急に工事を進めて欲しいという、そういう要望が強く町側からも訴えることができるんじゃないかというふうに思うんですよ。ですから、この越水ではなくて溢水という、やっぱり表現に切りかえてですね国交省には要望していくべきではないかというふうに思いますが、その点はいかがですか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 菊地議員の質問にお答えします。

確かにですね菊地議員ご指摘のとおり、那珂川の堤防整備というものはなかなか進んでいない現状でございます。現在、国で公表している数字におきましても、計画堤防、そして暫定堤防の区間を合わせても6割に満たない現状でありまして、昨年度末の時点で42%が無堤防区間と、整備が進んでいない状況でございます。実はこの数字はですね、全国的に見ると非常に遅れているといわざるを得ない現状でございます。実は直轄河川の堤防整備状況というのは、全国では90%を超えておりまして、無堤防の区間というのは5.6%しかないと。このように40%を超える無堤防区間があるというのは実は那珂川水系しかないという現状でございます。

確かに国土交通省では、越水と溢水、越える水、溢れる水というのを用語的には使い分けてございます。気象庁などでは、それはわかりにくいということで統一して氾濫をしているというような言葉で、越水、溢水という言葉は使わないということで、省庁ごとに言葉の定義や使い方というのがございますので、当然国に対して堤防整備を要望するという場合につきましては、きちっと溢水という言葉で要望を続けていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 是非そうしていただきたいと思いますが、さて、この涸沼川沿いの五反田地区への浸水想定は、津波による浸水と那珂川による浸水によっては、浸水度が違うんですけども、これは那珂川からの浸水は想定はですね2メートルなんですよ。今回はそこまでは全然いってないんですよ。2メートル以下ということになっていますが、2メートルになったらどれだけの被害が発生するのかということが出てくるんです。これは平成15年の都市計画マスタープランのなかでは、治水対策として、この築堤を早期に促進するというふうに定めているんです。もともと海側への防潮堤が一気に進んだわけでありましたが、このマスタープランからすれば、この防潮堤ができる前に既に本来ならば築堤されていなければならなかったそういう計画だった。それがどういうわけか、国との関係では要望してもなかなかその堤防をつくってくれなかったということだったと思うんですが、そういうことから考えてもですね、このマスタープランに基づいて、どう取り組んでいくのかということが課題ですが、これはどういうふうに考えていますか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 菊地議員の再度の質問にお答えいたします。

確かに町ではですね、この堤防の整備というのを促進するというので、これまでもですね毎年のように那珂川の改修期成同盟会などを通じて国に対して要望をしまいたところでございます。ただ、先ほども堤防整備の現状をご説明しましたように、那珂川本線の堤防でさえ、まだ無堤区間が多いということで、国はどうしてもまず那珂川本線が先で、その後が支流だという考え方でこれまでも整備計画というものをつくってきたところでございます。ただ、今回の台風19号による浸水を受けまして、那珂川本線は堤防は完成していたにもかかわらず、県管理となっている堤防、いわゆる藤井川のほうで堤防が決壊して、そこから結局、那珂川本線の後背地である市街地まで全て浸水してしまったということで、本線だけではなく支線の堤防も含めて一貫でその計画を見直そうというのがここ数週間の動きでございまして、実は昨日もそういった検討会議があったところでございます。そのなかでですね、当然町としましても、那珂川本線と一体となって、いわゆる那珂川本線ができたなら、その水が全部涸沼川のほうに来てしまうんじゃないかということをご心配される方も当然いらっしゃるし、その危惧もございまして、です。ので、涸沼川の堤防整備についても一体となって進めていただけるように、これから要望していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 随分前からね、こういう築堤の必要性が計画にしっかりと盛り込まれていて、これまでそれがつくれないままにきたということを考えればね、やっぱりしっかりと要望を重ねていただきたいなというふうに思います。

それでですね、今回、あるいは今後ですね、被災された方々に対しては、どんな支援を進めているのか伺います。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 被災された方への支援ということでございますけども、今回ですね

台風19号、災害救助法が適用されておりまして、床上浸水されたお宅の応急修理工事、これがですね国の補助金を活用して町が被災住宅の応急修理を実施するというようなことが対象となっておりますので、この応急修理制度を使いますとですね59万5,000円までは被災されたお宅の方の負担無しに修理できるという制度がございます。こちらの制度に関してはですね、貸家であったり事業所というものが原則対象外というところがございますので、また、被災住宅の所有者の方の資力とか、お金の負担ができるかどうかというようなところが適用要件としてありますので、我々のほうからですね床上浸水被害に遭われた方、個別に制度の説明をして、この制度をお使いになりますかというような説明をしたところでございます。

そのほかにもですね床上浸水に遭われた方に関しましては、大洗町独自の制度といたしましては災害見舞金、これは1世帯当たり5万円になりますけども、それと先日補正予算のほうでも追加計上しております被災者生活再建支援金ということで、これは県の独自の制度でございますけども1世帯当たり25万円が支給されるというような町のほう、あるいは県のほうの制度となっております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今回の19号の台風でね全国的に大きな被害が発生して、多くの方々の大変な状況がテレビなどで私たちも知ることができているんですが、そしてこの災害救助法が適用されたということで、大洗町もそれが適用されたということではありますが、この救助法によって生活必需品などの支援の周知の徹底がおくれているんじゃないかということで、改めて内閣府から事務連絡が出されていますが、これは御存じですか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 災害救助法によりまして被災者に対してですね生活必需品の支給ができますよというのは通知は町のほうにも流れてきてございますので、承知はしております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これはですね、本当に生活必需品が水によって、浸水によって流されて、全く何もなくなった、あるいは全部捨てなきゃいけないという、あんな場面をねテレビで思い出すこともできると思うんですよ。ところが、この救助制度を知らない者が多くいるということなんです。この制度を利用しやすいように申請書も、より簡便にしたというふうにされています。この趣旨に沿った支援を私は大洗町でも取り組むべきではないかというふうに思うんです。

例えば、この被服、寝具、その他生活必需品の給与に関わる申請書というのがありまして、これを見ますとですね、本当に様々なものが支援対象となっている。肌着、下着、靴下、ズボン、長袖、あるいは布団、バスタオル、あるいはシャンプー、リンス、石鹸、あるいは台所用品のやかん、鍋、フライパン、包丁、まな板、様々なものがこれが支援対象となっている。こういうものが全く知らされていないという、そういうことが国交省でもあってはならないと、内閣府でもあってはならないというふうに事務連絡を改めて出しているわけですね。この制度を今回、床上浸水された方々を

含めて周知をされているのかどうか伺います。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 今回被害に遭われた方に周知をしているかということでございますけども、結論から申しますと十分に周知をされていないのかなというところがございます。床上、床下浸水ということで、例えば床上浸水された方もですね、最大でも60センチ、これは一番被害が大きかったところでございますけども、そのほかの方に関しても30センチ程度というところがございますので、生活必需品として今、菊地議員がおっしゃったようなものに関してですね、支給が必要な状況かというところに関して、我々もそこまで災害救助法の適用というか今回の制度を活用して配付するというところまでは必要ないのかなというふうな認識もありましたので、十分な周知がされてないというところがあるかもしれません。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 改めて通知、内閣府から出されたわけでありますから、その周知を図っていただきたいなというふうに思います。

ただ、この支給物資は、希望するもの全てが支給されるわけではない。その世帯の人数ごとによって金額、上限が決まっているというようなことでありますので、そういうことも含めて被災された方にこの周知をしっかりと徹底していただきたいなというふうに要望をしておきます。

その点について、この申請書を渡していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 菊地議員のおっしゃるような申請書のほうですね、我々のほうもちょっと確認をさせていただいて、対象になるかというところも含めてですね、確認をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 次じゃあ、それでは2問目のですね前原住宅のハト被害について伺います。

もう前原住宅のハトの被害というのは、本当に深刻な状況であります。私もあそこの住宅に住んでおりましたが、既にその時点でハトの糞や、あるいは羽、これがベランダに散らばっているということで大変嫌な思いをしたことがありました。

このハト被害について都市建設課のほうでは、どのような認識をお持ちなのか伺います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 菊地議員の質問にお答えいたします。

前原住宅にお住まいの方からですね、飛来するハトの糞害があり困っているという話は町に対しても相談があり、当然のように認識しているところでございます。

昨年度、そして今年度の状況でございますが、4階に入居の方はですね、ご自分でネットを設置されるなどの必要な対策を施しているということもございまして、4階の方からは町へ苦情はございませんでした。逆に2階や3階の入居者の方から上層階からハトの糞が落ちてきて洗濯ができない、南側のベランダが開けられないといった苦情が年に2、3回ありまして、上層階の方にネットの設置や



ベランダの掃除、整頓などをお願いしているところがございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 全くそのような被害が発生しているんですね。最近、住宅の方にこのことと伺ったところ、数日前に病院から退院された、風邪を長引かせて入院しまして、ようやく退院できた。医者にはハトのことを話したらば、絶対にハトの糞には触れないようにという、強く注意をされたそうです。ハトの糞というのは非常に危険だと。病気の大きな原因になるというので、強く警戒するようにということとされているものですね。そして、洗濯、あるいは布団も、なかなか干す際にも気がかりで気がかりで、日中誰もいないとハトが止まってははいないかという、本当にそのような心配をしながら日中仕事をしなきゃならないというような状況にもあります。これまでに町がとってきたハト対策というのは、どういうことがありますか。あるいは考えられる対策、これがありましたら説明してください。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 菊地議員の質問にお答えいたします。

まず、これまで町でどのような対策を行っているかについてでございますが、町ではですね、町の管理する箇所につきまして、ハト避けの対策というのを行っております。それは階段の踊り場、これは3階から4階にかけてハト避けのネットを設置しているところでございます。また、空室となっている最上階となる4階のベランダ、これにもハト避けのネットを設置しております。過去にはですね、屋上のひさし部分にとげ状の製品を設置してハトが止まらないような対策を行ったという事例もございましたが、強風によって飛散してしまったほか、抜本的な対策にはならなかったということも聞いております。また、様々な管理の都合で我々も町営住宅のこの屋上に上がって検査等もやっているんですが、そこにハトの巣などがあるということはなかったということで、そういった調査も行っているというところがございます。

そして、考えられる対策として何があるかについてでございますけども、このハトが飛来すると、飛んでくるというのはですね、たまたますみついてしまった、運が悪かったというのではなくてですね、実はそこに住んでいる入居者がハトのすみやすい状況をつくってしまっている面があるということも認識しております。ベランダに雨風がしのげるような場所ですとか、荷物があると、ハトはそういった場所を探して飛来してまいります。私も現地でこの町営住宅をずっとぐるっと歩いてですねベランダの状況、各部屋の状況を確認しておりますが、普段使わない側のベランダ、いわゆる洗濯物を干す側は比較的人が出るのでやはり少ない。そして、それと反対側にあるベランダにですね荷物が山積みになっているような部屋ですとか、その直上の階の部屋にハトが集まっているというのが現状でして、たとえば空室、4階に空き室なんかもあるんですが、荷物が何もない部屋にはハトが集まっていないというのを確認しております。

また、先ほど議員のご質問のなかで出てましたハトの糞、これは確かに病原菌だとかウィルスが残っていて、触ると病気になる要因になるということでもございますが、当然においもあります。これはですね、ハトの糞が残っていると、そこはハトが安心できる場所だと認識して、より集まっ

てくる習性というものがございます。ハトの糞が残っていると、その糞がまたほかのハトを呼び寄せるといことから、糞が残っていれば、少しでも掃除をするということが必要となります。

これらのことをですね入居者の方に知っていただくためにですね、町としては、このハトの糞害対策についてチラシを作成して周知を行ってまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 4階、あるいは空き室についてはネットを張っているというふうに、そういうふうに今伺ったんですが、この空き室全てにネットを張っておるんですか。私見た限りにおいては、そうでもない状況に見受けられるんですが、いかがですか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 4階の空き室に全てにネットを張っているわけではございません。これは、逆に下の階から糞害があって対策をして欲しいという要望があったところについて今、ネットを張っているというところがございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） その要望があったところにはネットを張ると、そういうことをやってきましたね。私もそれは、実際私の隣のうちが引越したんで、そこにネットを張る前はですねハトが集中して飛んできてまして、相当の、数センチぐらいの糞が蓄積されると。それが乾燥すると風に乗って隣に来たり、あるいは下の階にいたりというような、そんな状況。ネットを張るよにということをお願いしましてネット張っていただいたという経過があります。私が出た後、そこにはまだネットは張ってないということでありまして、実際には空き家になったところにハトがどんどんどんどんたまって、それが増え続けているというふうにも見られるのではないかと。ですから、空き家になった時点でそこにはハトが巣をつくらないように、卵を産まないように、これはきちりと町が対策をとっていかなければならないのではないかとというふうに私はそのように判断しています。

これから高校生が前原住宅に寮として住むわけですね。大洗高校生が昼間は学校にいますから、その時点でハトが来て、同じような被害が発生する可能性がある。それを想像しただけで高校生がかわいそうで、かわいそうで、もう洗濯物だって干せるのかというふうに思ってしまうほどであります。そういうことを考えた時に、例えばそこは町の管理、高校生が借りているとしてでもですね、やっぱりネットか、あるいはハト対策をしっかりと行っていかなければ、これはならないんじゃないかと思いますが、まずその高校生の寮とするその部屋についてはどのように考えますかね。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 菊地議員の質問にお答えいたします。

今、大洗高校マーチングバンド部の寄宿舎として利用していただくのは、D棟の4Fの1と4Fの2という二部屋を改修して利用していただくことを考えております。4Fの1というのはですね、既にネットが張ってありまして、残るこの4Fの2につきましても、これからですね修繕等を行う中でハト避けのネットというのは、きちっと設置することで考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今是非そうしていったほうがいいと思います。

もう一つはですね、あそこには高齢者の方々が住んでいる、そして一人暮らしの方も大変多いということでもあります。自己対策をとるようというふうに、ネットの張る自己対策ですね、こういうものを要望してもなかなかそれに応えられないというような状況で住んでいるというのも実態だと思うんです。同じ住民があそこのある方のベランダにハトがすみついて、そこから多くのハトがね発生しているという、なかなか苦情が言えないというような、そんな苦情もあります。ですから、そういう状況をどう解決するのかということも町の役割ではないかというふうに思うんですね。その方がネットを張りたいたいと思っているのかもしれないけれども、なかなか体がいうことをきかないと。業者に頼めば相当な金がかかるんじゃないかというふうにも考えているかもしれません。私自身、今説明された4Fの2に住んでおまして、自己資金、百均ショップに行きますと、およそ1,000円以内、500円ぐらいで資材を買ってネット張ることができました。だけど私のように若ければできるということで、高齢者だとなかなかできないということにもなりますので、高齢者の状況を見ながらね、町は対策をとっていく必要もあるんじゃないかというふうには私は感じていますが、その点についてはいかがですか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） ただいまの質問にお答えいたします。

これまでベランダにおけるこのハト避けネットの設置につきましては、議員ご指摘のとおり、入居者をお願いしており、町では共用区間ですとか空室となっております、下層階から対応の依頼があった部屋についてのみ町でハト避けネットを設置しているところでございます。

これまでも自分で設置ができないというご相談があった場合はですね、業者へその依頼をすることを勧めているほか、今、議員もお話いただきましたように、簡単なネットですとか、場合によってはテグス、釣り糸を張る、そういうのだけでも効果はあるということですので、知り合いに頼む等でやってみてはいかがでしょうかというふうにお話をしておりました。

また、先ほどもご説明いたしましたが、ハトが集まる部屋というのはですね、ベランダにごみや段ボールや散乱しているなど、ハトが隠れるような場所がある部屋、そして糞を掃除していない部屋となっているのが現状でございます。ですので、まずですねご自分の部屋に対してお掃除をしてですね、このハトが集まりやすい環境をご自分で改善していただくというのが最優先なのかなというふうに思っております。

近所の部屋に集まってしまっているというご相談につきましてはですね、その問題となっている部屋の方にですね、ベランダ等の清掃を町からお願いしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そういう住民の声をしっかり届けながら、町としてできるところは最大限やっぱり力を入れていっていただかなければならないなと思っています。本当に深刻ですよ。病

気になるんじゃないかという、そういう気持ちで日々暮らしているという、そんな状況であります。特に高齢者が多い、ですから体が弱いということをも自分自身がそう感じているわけですから、そのような糞害によって、ここに住み続けなきゃいけないというそういう強い思いを持っているんですけども、やっぱり安全に暮らしたいと、安心して暮らしたいというそういう思いにこたえていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、ハト以外ですけども、あそこには今言ったように高齢者が多くなっていると。今現在、空き室、1階にも空き室があります。この空き室を活用した店舗ですね、お店などが入ることができれば、今あそこの地域はスーパーまでも大変遠いと。いろいろな交通手段もありますけども、行くのが大変だというような方も、そういう声もあります。この空き室を民間活用して店舗を展開するというようなことも考えていってもいいんじゃないかと思いますが、これについてはどうでしょうか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 議員のご質問に対してお答えいたします。

この町営住宅はですね、公営住宅法に基づきまして、いわゆる人が住む以外にはですね様々な制限がございます。社会福祉協議会などによる利便施設等の運営は可能とはなっておりますが、実際に店舗として運営するとなると、整備や維持管理に係るコスト、また、運営の人の確保など様々な課題があることから、町等による店舗の運営は難しいと考えております。

むしろですね、先月末に町内のスーパーセイブ大洗店様で移動スーパー“とくし丸”のサービスというものが始まりました。このサービスは事前に登録した方であれば毎週2回、生鮮食料品や日用品を積んだトラックがお宅まで訪問して、自宅前で買物ができるサービスとなっております。先月末のサービス開始時点で既に100件を超える訪問先があると伺っておりますが、この前原住宅についても販売エリアに入っているということは聞いております。このとくし丸につきましては、地域見守り活動の協力に関する協定を町と、このセイブ様で結んでおりまして、週に2回、顧客を訪問する中で高齢者や障害者、子どもに関して異変を感じたり相談を受けたりすれば、町に連絡をいただけるというような連携も行っております。このような民間のサービスと上手に連携しながら町営住宅のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 公営住宅については、法律があつてね、なかなかそれは難しいんだろうなとは思いますが、今回の議会でも、これまで保育できないとされていたものが大幅に規制緩和されて民間事業所にも保育が可能になるというような、どんどんどんどん緩和されてきているという、そういうことがありましたのでね、あえてこういうこともできるんじゃないかと。法をずっとそのまま固定するんじゃなくて、生活状況にあわせて変えていっているのが現実だということを踏まえての提案であります。

今回の質問は、台風19号での被害を受けての課題をどうするかということと、前原住宅で切実なハト被害の問題、その対策について取り組みを求めてきました。是非、今お答えになったことを、

是非実行されますように改めて要求して質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小沼正男君） ご苦勞様でした。

以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、明日11日午前9時30分から、2名の議員による町政を問う一般質問が行われますので、是非傍聴をお願いしたいと思います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時35分

